

行政部門別常任委員会の委員長について

平成 25 年 5 月 14 日 代表者会議決定
令和 3 年 5 月 13 日 代表者会議改正

(委員長)

行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に属したことがある委員等を充てるように努める。

ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。

なお、平成 23 年 5 月 9 日各派世話人会決定「行政部門別常任委員会の委員長及び副委員長について」は廃止する。